

令和4年3月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和4年3月15日(火) 午後1時00分～午後2時15分

2. 場 所 中央公民館 第1会議室

3. 出席者 教育長 廣部 昌弘
委員 渡部 佳子
委員 豊田 雅之
委員 井上 美鈴
委員 小寺孝治郎

職 員

教育部長	秋元 淳
教育部次長兼教育総務課長	平野 義視
教育部参事兼学校教育課長	今井 克彦
学校給食課長	清水佐知子
生涯学習課長	鈴木 和代
文化課長	小高 幸男
まなび支援センター所長	内海 雅彦
学校給食センター所長	竹内 康博
図書館長	森田 益央
郷土博物館金のすず副館長	稲葉 昭智
中央公民館長	水越 学
資産管理課長	小磯 洋子
(会議事務局)	
教育総務課課長補佐	古賀佳代子
教育総務課主任主事	河名千愛生

4. 傍聴人数 0名(非公開議案3件)

5. 議 案

議案第5号 令和4年度重点目標・施策について

議案第6号 木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第8号 職務の級が6級以上の職員等の人事について

議案第9号 木更津市立公民館長(会計年度任用職員)の任命について

議案第10号 木更津市郷土博物館金のすず館長(会計年度任用職員)の任命について

6. 報告事項

報告第1号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案(職員の給与に関する条例等の一部)

を改正する条例案等) について

7. 議事大要

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和4年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

議案の審議に入ります前に、2年6ヶ月にわたり教育委員をお務めいただきました、井上 美鈴委員が、今月末日を持ちまして退任となります。最後にご挨拶をいただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議録署名人の 指名をさせていただきます。会議録署名人には、渡部委員をお願いいたします。また前回、2月定例会の会議録につきましては、小寺委員と私で、それぞれ確認、署名いたしました。

それでは、議案の審議に入ります。はじめに、議案第5号「令和4年度重点目標・施策について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○平野教育部次長

議案第5号「令和4年度重点目標・施策について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。本議案は、令和4年度本市教育委員会の重点目標・施策を定めるにあたり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第1号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

別にお配りさせていただきました表紙に「令和4年度重点目標・施策」と記載のございます資料の1ページをご覧ください。この重点目標・施策につきましては、毎年度ごとに教育委員会における当該年度の取り組みなどを市民に明らかにするために策定しているものでございます。令和4年度の重点目標・施策の策定に伴う基本方針につきましては、平成31年3月に策定いたしました「第2期木更津市教育振興基本計画」及び「木更津市第2次教育大綱」を基本として、本市の基本構想及び第2次基本計画に掲げる「子どもを育む環境づくり・まちを支える人づくり」の実現に向け、各施策を積極的に展開していくことといたします。1ページ戻っていただきまして目次をご覧ください。各施策の内容についてでございますが、第2期教育振興基本計画と同様、子育て支援の充実、学校教育の充実、青少年の健全育成、社会教育の推進、スポーツ・レクリエーションの振興、市民文化の充実、人権擁護の推進の7つを基本施策とし、各種事業に取り組むこととしております。それぞれの施策における詳細な取り組み内容につきましては、資料2ページ以降となります。

内容につきましては、先般の2月定例教育委員会会議にて素案をお示しし、委員皆様のご意見等を伺ったところでございます。ご意見のありました、用語に関する表記の見直しや、21ページ以降に記載しております具体的な成果指標につきまして修正等を行い、本日最終案としてご提案させていただきました。なお、素案からの修正部分につきましては、別紙新旧対照表にてお示ししてございますのでご確認ください。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第5号「令和4年度重点目標・施策について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号「木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○平野教育部次長

議案第6号「木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料3ページをご覧ください。本議案は、木更津市立小学校及び中学校の学年始め休業日の期間を変更することについて、関係条文を整備するものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

4ページの新旧対象表をご覧ください。学年始め休業日につきましては、現在、「4月1日から4月5日までの5日間」としておりますが、この期間中の日曜日及び土曜日について、休業日として算定されてしまうことから、これを「4月1日から起算して日曜日及び土曜日を除く5日間」に変更するものであります。これにより、学校職員の休日と、新学期に向けての準備期間をそれぞれ確保できることから、時間外勤務を抑制し、働き方改革に繋げようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○井上委員

質問ではないのですが、休業日がこのように規定されていたということを今初めて知りました。「この日から始業式なんだ」ということがわかるので、保護者の方に知っていただけると良いな、と思います。

○廣部教育長

市によっては、1学期2学期3学期はそれぞれいつからいつまで、7月の終わりは何日、9月は1日から、というように全て規定している所もございますが、木更津市の場合は、4月の学年始め休業日と、3月25日から3月31日までの学年末休業日だけ規定しており、あとは校長判断で定めて良いということになっております。

今年は4月2日が土曜、3日が日曜なので、改正前に当てはめると、平日が1日、4日、5日の3日間しかありませんが、改正することにより8日が始業式になりますので、小学校の入学式が11日、中学校の入学式は12日になり、今までより1週間くらい遅いな、という感じがしますけれども、学校には余裕ができると思います。

その他、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第6号「木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第7号「木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○平野教育部次長

議案第7号「木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料5ページをご覧ください。本議案は、木更津市立少年自然の家キャンプ場西キャンプ場のテントベースを撤去するため、様式を修正するものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。木更津市立少年自然の家キャンプ場西キャンプ場のテントベースにつきましては、7基のうち2基に不具合が生じ、修繕が不可能な状態であることから、撤去予定となっております。これに伴い、「木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則」別記第2号様式「市立少年自然の家キャンプ場使用（取消し・変更）許可書」の使用場所欄から2基を削除し、1から5基までとしようとするものでございます。

なお、6ページに改正後の様式をお示ししてございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第7号「木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第8号につきましては、人事案件となりますので関係職員以外は退室をお願いします。

<教育部長・教育部次長・学校教育課長・教育総務課職員以外 退室>

それでは、議案第8号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○平野教育部次長

議案第8号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料別冊その2の1ページをご覧ください。本議案は、令和4年3月31日付け及び4月1日付けの職務の級が6級以上の職員、社会教育主事、司書及び学芸員の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第5号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページをご覧ください。はじめに、1の職務の級が6級以上の職員でございますが、(1) 令和4年3月31日付け退職者が1名、(2) 令和4年4月1日付け転出者が5名、(3) 転入者が4名、(4) 再任用が1名、(5) 職名の変更が1名でございます。

なお、昨年度より市職員の内示日が異動日の2週間前程度に早まった一方、県職員の内示日は例年と同様であり、まだ決定されていないため、指導主事関連の異動につきましては、4月19日の定例教育委員会会議にてお示しいたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○渡部委員

(5) 変更の箇所、教育部参事から教育部部参事へ変更とありますが、なにか組織に変更があったのでしょうか。

○平野教育部次長

令和4年4月1日から木更津市の職制が変更となり、7級職の「参事」が「部参事」に名称が改められたものです。

○廣部教育長

ほかにご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第8号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

<生涯学習課長・中央公民館長 入室>

続きまして、議案第9号「木更津市立公民館長（会計年度任用職員）の任命について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○平野教育部次長

議案第9号「木更津市立公民館長（会計年度任用職員）の任命について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料別冊その2の1ページをご覧ください。本議案は、会計年度任用職員をもつ

て充てる教育機関「公民館」の長の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第19号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページの候補者名簿をご覧ください。会計年度任用職員の館長は9名で、任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日の1年間でございます。候補者9名のうち、再任が7名、新規が2名でございます。各候補者の職歴につきましては、表右側の前職欄のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第9号「木更津市立公民館長（会計年度任用職員）の任命について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

<生涯学習課長・中央公民館長 退室、文化課長・郷土博物館金のすず副館長 入室>

続きまして、議案第10号「木更津市郷土博物館金のすず館長（会計年度任用職員）の任命について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○平野教育部次長

議案第10号「木更津市郷土博物館金のすず館長（会計年度任用職員）の任命について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料別冊その4の1ページをご覧ください。本議案は、会計年度任用職員をもって充てる教育機関「博物館」の長の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第19号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページの候補者名簿をご覧ください。会計年度任用職員の館長の任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日の1年間でございます。候補者につきましては、再任で、名簿記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第10号「木更津市郷土博物館金のすず館長（会計年度任用職員）の任命について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手を

お願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

<全員入室>

続きまして、報告事項に移ります。

報告第1号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等）について」事務局から説明をお願いいたします。

○平野教育部次長

報告第1号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料6ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。3月市議会定例会に提案する、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案、木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、9ページのとおり令和4年3月2日付で市長から教育委員会教育長に対し、意見の聴取がございましたが、3月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇(いとま)がございませんでした。そのため、8ページにございますとおり3月7日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」につきましては、本市の一般職の職員及び会計年度任用職員の給料表を国に準じた給料表に改定し、並びに令和3年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給率を改定するため、並びに本市の一般職の職員の管理職手当の支給率の上限及び級別基準職務表を改定する等のため、関係条例の整備をしようとするものでございます。なお、期末手当の支給率でございますが、一般職員につきましては、令和3年12月期引下げ分の平準化のためであり、年間支給率に変更はございませんが、会計年度任用職員につきましては、0.05月分の引下げとなっております。

次に、38ページをご覧ください。「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、令和3年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の特別職の職員で常勤のもの及び特定任期付職員の期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものでございます。こちらにつきましても、先ほどの一般職員と同様、令和3年12月期引下げ分の平準化のためであり、年間支給率に変更はございません。

次に、41ページをご覧ください。「木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和し、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止するとともに、育児休業制度

の周知や育児休業を取得しやすい勤務環境整備に関する措置を講ずるため、関係条文の整備をしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、報告事項につきましては、以上といたします。

続きまして、その他の事項につきまして、説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・令和4年3月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について

説明：平野教育部次長

- ・木更津市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

説明：平野教育部次長

- ・令和3年度 財務監査の結果について

説明：平野教育部次長

- ・木更津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する告示について

説明：今井学校教育課長

- ・木更津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について

説明：今井学校教育課長

- ・成年年齢引き下げに伴う成人式の名称変更について（案）

説明：鈴木生涯学習課長

- ・令和5年（仮称）木更津市^{はたち}二十歳を祝う会実施方針（案）

説明：鈴木生涯学習課長

- ・令和3年度金鈴塚古墳保護事業に伴う工事の進捗状況について

説明：小高文化課長

- ・木更津市学校施設長寿命化計画について

説明：小磯資産管理課長

○廣部教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

○豊田委員

この間畑沢公民館に行ったのですが、図書室の絵本が少ないと感じました。予算的な都合もあるかと思いますが、小さいお子さんが読めるような絵本や紙芝居ですとか、読み聞かせボランティア等を配置していただくとありがたいと思います。

○森田図書館長

公民館図書室の図書につきましては、図書館が所管しており、各公民館において貸出

の対応しているところでございます。来年度の図書館の方針として、各公民館図書室の古くなった図書を積極的に入れ替え、充実させていきたいと考えておりますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

○廣部教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

＜意見なし＞

なければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、4月の定例教育委員会会議につきましては、4月19日（火）午後1時から、市役所朝日庁舎会議室Fで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○廣部教育長

冒頭でもお話ししましたが、2年6ヶ月にわたり教育委員をお務めいただきました井上美鈴委員が、今月末日を持ちまして退任となります。ここで、井上委員よりご挨拶を頂戴したいと思います。

○井上委員

皆様お世話になりました。4年の任期を全うするつもりでいましたが、勤務先が異動となった都合で会議に出席するのが難しくなってしまう、辞めさせていただくことになりました。初めは教育委員会委員とはどういうものかわからず、どのような感じなのかな、と思っていましたが、皆様が温かく受け入れてくださり、自由に発言できる雰囲気がとても良いな、と思っておりました。先ほどの金鈴塚古墳のお話であったり、公民館が教育委員会の所管であることだったりですとか、まだ知らない世界がたくさんあるのだな、と色々勉強になりました。当たり前のことですがけれども、子どもを育てるとはすごく大切なことです。問題を抱えていない子や、そうでない子、すべてを支える温かい大人の目が必要です。子どもたちを支えるアプローチができるのも、教育委員会というシステムがあるからなのだなと改めて感じました。皆様大変ですけれども頑張ってください。2年半どうもありがとうございました。

○廣部教育長

大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年3月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員